

環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ協定）の概要

（水産関係抜粋）

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部

平成 27 年 10 月 5 日

Ⅱ. 市場アクセス交渉の結果

1. 物品市場アクセス

<日本市場へのアクセス>

9 水産物：

- (1) あじ・さばについては12～16年目までの長期の関税撤廃期間を、主要なまぐろ類、主要なさけ・ます類、ぶり、するめいか等については11年目までの関税撤廃期間を、それぞれ設定。
- (2) 海藻類（のり、こんぶ等）については、関税を15%削減。
- (3) なお、現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、政策決定権を維持。

Ⅲ. ルール分野の概要

第20章. 環境

相互に補完的な貿易及び環境に関する政策の促進、高い水準の環境の保護及び効果的な環境法令の執行の促進、貿易に関連する環境問題に対処するための締約国の能力を高めることを目的として、環境に関する多数国間の協定の約束の確認及び更なる協力のためのルール、漁業の保存及び持続可能な管理に関するルール、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処するためのルール等について規定。

日本は既に高いレベルで環境保護施策を講じており、ＴＰＰ協定において他の締約国も高水準の規律に服することが明確化されたことで、対等な競争条件が整い、健全な競争が確保される。

（参考）ＷＴＯには環境に関する協定はなく、また、我が国が締結済みのＥＰＡにおいても、環境に関する規定が設けられた例はあるが、独立の章が設けられたことはない。

漁業補助金に関しては、①漁獲に対する補助金であって、濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの、②ＩＵＵ漁業※に従事する漁船に対して交付される漁業補助金を禁止している。持続的漁業の発展、多面的機能の発揮や震災復興に必要な日本の漁業補助金については、禁止される補助金には該当せず、引き続きその交付が可能。

※ Ｉ Ｕ Ｕ 漁 業 … 違 法 な 漁 業 、 報 告 さ れ て い な い 漁 業 及 び 規 制 さ れ て い な い 漁 業 （ illegal, unreported, and unregulated fishing ）

水産物

- 特にセンシティブティの高い海藻類(のり、こんぶ等)は、関税削減によって関税を維持。
- 関税撤廃は、重要品目のあじ、さばは16年目の長期で対応、その他の品目はセンシティブティを考慮し11年目から即時までで対応。

◆関税削減(即時、15%削減)

干しのり 1.5円/1枚 → 1.28円/1枚
こんぶ、のり、のり・こんぶ調製品、わかめ、ひじき
10.5%~40% → 8.9%~34%

◆16年目撤廃

あじ、さば
7~10% → 無税(16年目)
(※)米国のみ12年目に撤廃(ただし、8年間現行税率を維持し、その後、3年間かけて段階的に撤廃)

◆11年目撤廃

めばち、みなみまぐろ、太平洋くろまぐろ、ます、ぎんざけ、大西洋さけ、ぶり、するめいか 等
3.5%~15% → 無税(11年目)

◆6年目撤廃

まいわし、あかいかな 等
3.5%~10% → 無税(6年目)

◆即時撤廃

かつお、べにざけ、すけとうだら(すり身・卵)、まだら、ひらめ・かれい 等
3.5%~6% → 無税(発効時)

我が国の輸出関心品目に関する大筋合意の概要

- 我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得
- 米国向け牛肉については、現行の米国向け輸出実績の20～40倍に相当する数量の無税枠を獲得
- 近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚、冷凍魚について、即時の関税撤廃を獲得

(主な輸出関心品目の内容)

◆ 牛肉:0～16年の関税撤廃

(主な国の内容。以下同じ。)

- 米国(現行関税割当:日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg、枠外税率26.4%):
 - ・15年で枠外税率撤廃
 - ・日本向け無税枠3,000トン(当初)→6,250トン(最終年)
- カナダ(現行26.5%):6年撤廃
- メキシコ(現行20～25%):10年撤廃

◆ ブリ、サバ、サンマ:0～5年撤廃

- ベトナム(現行11～15%):即時撤廃

◆ なし:即時撤廃

- 米国(現行0～0.3セント/kg(0.2%*)) : 即時撤廃
- カナダ(現行0～10.5%) : 即時撤廃

(*)2009年データに基づき
米国が従価税に換算。
以下同じ。

◆ 米:0～15年撤廃

- 米国(現行1.4セント/kg(1.5%*)) : 5年撤廃

◆ 醤油:0～6年撤廃

- 米国(現行3%) : 5年撤廃

◆ 切花:0～5年撤廃

- 米国(現行3.2～6.8%) : 即時撤廃
- カナダ(現行0～16%) : 即時撤廃

主な水産品の合意内容

品目	現行関税率	関税率削減・関税撤廃期間	主要製品形態
のり	1.5円/枚、 40%	即時に15%削減(1.28円、 34%)	干し
こんぶ	15%	即時に15%削減(12.7%)	干し・生鮮・冷凍
のり・こんぶ調製品	25～28%	即時に15%削減(21.2～ 23.8%)	加工品
わかめ	10.5%	即時に15%削減(8.9%)	干し・生鮮・冷凍
ひじき	10.5%	即時に15%削減(8.9%)	干し・生鮮・冷凍
あじ	10%	段階的に16年目(米国は12年 目)に無税【注】	生鮮・冷凍
さば	生鮮:10% 冷凍:7%	段階的に16年目(米国は12年 目)に無税【注】	生鮮・冷凍
さんま	10%	生鮮:段階的に16年目(米国は12年 目)に無税【注】 冷凍:段階的に11年目に無税	冷凍
ぶり	10%	活魚:段階的に16年目(米国は12年 目)に無税【注】 冷凍:段階的に11年目に無税	活魚・冷凍
するめいか	5%	段階的に11年目に無税	冷凍
あかいか、やりいか	生鮮:5% 冷凍:3.5%	生鮮:段階的に11年目に無税 冷凍:段階的に6年目に無税	冷凍
まいわし	10%	生鮮:段階的に11年目に無税 冷凍:段階的に6年目に無税	冷凍
かたくちいわし	10%	生鮮:段階的に16年目(米国は12年 目)に無税【注】 冷凍:段階的に11年目に無税	冷凍
ほたてがい	10%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
太平洋くろまぐろ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
大西洋くろまぐろ	3.5%	生鮮:段階的に6年目に無税 冷凍(フィレ含む):段階的に11年目に 無税	生鮮・冷凍
みなみまぐろ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
めばちまぐろ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
きはだまぐろ	3.5%	即時無税	生鮮・冷凍
びんながまぐろ	3.5%	生鮮:段階的に11年目に無税 冷凍:段階的に6年目に無税	生鮮・冷凍

品目	現行関税率	関税率削減・関税撤廃期間	主要製品形態
かつお	3.5%	即時無税	生鮮・冷凍
ぎんざけ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
大西洋さけ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
ます	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
べにざけ	3.5%	生鮮:段階的に6年目に無税 冷凍:即時無税	生鮮・冷凍
太平洋さけ(しろざけ、ますのすけ等)	3.5%	段階的に6年目に無税	生鮮・冷凍
まだら	生鮮:10% 冷凍:6%	生鮮:段階的に11年目に無税 冷凍:即時無税	冷凍
すけとうだら	6%	段階的に6年目に無税	冷凍
すけとうだらのすり身	4.2%	即時無税	冷凍
たら類の卵	4.2%	即時無税	冷凍
にしん	6%	即時無税	冷凍
にしんの卵	冷凍:4% 塩蔵:8.4%	即時無税	冷凍・塩蔵
ひらめ・かれい	3.5%	即時無税	生鮮・冷凍
かに(ずわいがに・たらばがに等)	4%	即時無税	生鮮・冷凍
えび	1~2%	即時無税	生鮮・冷凍
えび調製品	4.8~5.3%	即時無税	加工品
まぐろ缶詰	9.6%	即時無税	加工品
うなぎ調製品(蒲焼)	9.6%	段階的に11年目に無税	加工品

【注】あじ、さば、生鮮さんま、活ぶりについては、米国は12年目に無税(ただし、8年間現行税率を維持し、その後3年間かけて段階的に撤廃)、他国は16年目に無税(初年度から削減開始)。

(10月5日内閣官房公表 12カ国ジョイントサマリー仮訳の抜粋)

20. 環境

T P P 締約国は、世界の人間、野生生物、植物、及び海産の種の相当な割合が生息する地として、環境に関する課題（汚染、違法な野生生物の取引、違法伐採、違法な漁業、海洋環境の保護等）に対処するために協働すること等により、環境を保護し、及び保全する強固な約束を共有する。 T P P 協定において、12の締約国は、自国の環境法令を効果的に執行し、及び貿易又は投資を奨励する目的で環境法令を弱めないことに合意する。締約国は、また、絶滅のおそれのある種の国際取引に関する条約（C I T E S）に基づく義務を履行することに合意し、並びに違法に採捕された野生動植物の取引に対処するために措置をとり、及び当該取引を防止するために協力することに合意する。さらに、締約国は、持続可能な森林経営を促進し、及び特別に保護された自然の区域（湿地等）を生態学的に本来のままの状態に保全するための措置を通ずること等により、自国がその領域において危険にさらされていると特定した野生動植物を保護し、及び保存することに合意する。T P P 締約国は、締約国が共有する海洋を保護するため、持続可能な漁業管理、海産の種（さめを含む。）の保存の促進、違法な漁業への対処及びいくつかの最も有害な漁業補助金（濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの並びに違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を支援するものに限る。）の禁止について合意する。締約国は、また、そのような補助金制度に関連する透明性を高め、及び濫獲又は過剰な漁獲能力に寄与する補助金を新たに導入することを差し控えるよう最善の努力を払うことに合意する。

T P P 締約国は、また、船舶による汚染から海洋環境を保護すること及びオゾンを破壊する物質からオゾン層を保護することに合意する。締約国は、自国が参加する環境に関する多数国間の協定（M E A s）を実施する約束を再確認する。締約国は、環境に関する意思決定、実施及び執行における透明性を確保することを約束する。さらに、締約国は、公衆の意見の提出及びこの章の規定の実施を監督するために設置する環境に関する小委員会の公開の会議を通ずること等により、環境章の実施に当たり公衆からの意見を得るための機会を提供することに合意する。本章は、紛争解決章に定める紛争解決手続の対象となる。締約国は、更に、環境に関する任意の自発的活動（企業の社会的責任に関する計画等）を奨励することに合意する。最後に、締約国は、共同の又は共通の関心事項（生物の多様性の保全及び持続可能な利用並びに低排出型の及び強靱な経済への移行の分野等）に取り組むために協力することを約束する。

(以上)